

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
1	-	全体を通じて	<p>今回の宮崎県歯科口腔保健推進条例について 超高齢化社会に入り、高齢者が元気なまま人生を終えることがご本人はもとより、ご家族も、周りの方もそして、社会全体にも幸せな事であり、素晴らしい事であります。 医科の分野はこれまでもメタボ予防なる言葉や特定健診の推進等で将来の展望が少しは見えています。 しかし、楽しい会話をする、お口から物を食べるという人間の尊厳にも関わる事項が進みませんでした。各自治体や歯科医師会が見様見真似で行っている状況です。 今回の宮崎県歯科口腔保健推進条例が各自治体や歯科医師会を後押ししていただけるのは有意義な事だと考えます。 また、学童期の口腔は10数年前より格段によくなりました。 しかし、お口の環境が良くなる子はますます良くなり、悪い子は現状です。口腔内の格差が将来の人生を左右しかねない現状もあります。 宮崎県歯科口腔保健推進条例が学童期の環境改善の底上げに大変重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p>	<p>趣旨に御賛同いただきまして、ありがとうございます。</p> <p>委員会としても、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的に推進することにより、県民の健康の保持増進が図られることを期待しています。</p>
			<p>他県で取り入れられているような具体的な施策がみられないようです。</p>	<p>10の「基本的施策の実施」の中で記載していると考えておりますが、より具体的な施策については、今後、歯科保健推進計画等で示されることになると考えております。</p>
2	1	1 目的	<p>目的に賛成です。 宮崎県民の歯と口腔内の健康は、全国でどれ程なのか。 《例》 幼児・学生・成人のムシ歯の数や治療状態などを調べランキングで表すと、おそらく下位になるのではないだろうか？ だとしたら、その状況を示す事により県民の意識になんらかの刺激を与えることにならないでしょうか。</p>	<p>御賛同いただきまして、ありがとうございます。 歯と口腔の健康づくりに関する情報の提供、普及啓発については、10の「基本的施策の実施」の中で規定しています。</p>
			<p>医師、薬剤師、保健師、栄養士さんなどと比べ、現在、県行政に歯科専門職として歯科医師の1名しかいません。これでは、歯科に関する医療・保健・福祉行政は、甚だ心細い執行となり、市町村間での格差も生まれるのは当然のことです。</p>	<p>御意見をいただきました内容については、「目的」、5の「保健、医療、福祉、教育等に関する者の役割」の中で規定しています。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
			それを少しでも改善して、歯科医療・保健・福祉の充実及び医科などとの連携の強化そしてそれらが県民に均しく提供される条例を望みます。	
3	1	2 基本理念	<p>TV 等でも目にするように、口腔疾患と全身病の関連が広く知られるようになりました。糖尿病、心疾患、がん、脳卒中、本県が取り組む4疾患に関しても、その予防・疾患の早期改善に歯周病ケア、口腔ケアを積極的に取り入れるべきと考えます。</p> <p>老人の誤嚥性肺炎を予防するために口腔ケア・摂食嚥下訓練は有効です。積極的な取り組みのためにも大いにアピールすべきなのはと考えます。</p> <p>過疎地・老人集落も多く存在する本県においては、地域格差をなくすための歯科医師・歯科衛生士の活動がスムーズに行われるような体制作りを求めます。</p> <p>【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p>	<p>歯・口腔の健康づくりが、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしているとの考えから、その旨を1の「目的」の中で規定しています。</p> <p>「基本理念」では、その居住する地域にかかわらず等しく、生涯を通じて必要な歯科保健医療サービスを受けることができる環境が整備されることを基本として行われなければならない。と規定しています。</p> <p>御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
4	1	5 保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割	<p>医科の分野（特にリハビリテーション科や内科、外科、耳鼻咽喉科など）と積極的に協働する（看護師や言語聴覚士、理学・作業療法士との協働が大事です）。</p> <p>-----</p> <p>化学療法を実施している HP においても口腔ケアに対する患者への意識を高めていき、薬局等においても口腔ケア用品の設置の推進を図ること。</p> <p>薬局においては、特にビスホスホネート製剤を服用している患者へ歯科受診の際の歯科医へのカードの提示又薬局においてはビスホスホネートの服用期間を把握すること。</p>	<p>医療分野との連携は、委員会としても必要であると認識しています。</p> <p>「保健、医療、福祉、教育等に関係する者の役割」の中で規定していますが、御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
5	1	6 事業者及び医療保険者の役割	<p>事業所の従業員の歯科検診は必要ないと思います。</p> <p>ほかの健康診断に関しては、就労に必要な健康状態を把握するために必要な検査項目であると思うが、歯に関しては重症化して身体的な影響が出ている実態がまだないので、個人の健診に任せていいのではないかと思う。</p>	<p>この条例は、歯・口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進に大きな役割を果たすとの認識の基に制定するものですが、職場を通じた歯科健診などあらゆる機会を利用した健診を推進することが重要と考えているため、このような規定を設けております。</p>
6	2	7 県民の役割	<p>歯科の無料検診を積極的に受診することの義務づけ。</p> <p>県の政策としても、もっと歯科の無料検診を受けられる機会を増やすことはできないのでしょうか。</p>	<p>「県民の役割」として、まずは、歯と口腔の健康づくりに関する知識と理解を深めて、県・市町村が実施する施策の活用や、かかりつけの歯科医師等を持っていただくことが重要であると考えております。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
				御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。
7	2	8 歯科保健推進計画	<p>歯科保健推進計画、基本的施策、余りに抽象てきすぎると思いません。 糖尿病との強い関連から歯周病予防についてはもう少し具体的に触れるべきと思います。 ガン、脳卒中、心疾患等と口腔ケアの関連は近年強く示唆されるデータがでています。このことにもなにかふれるべきではないでしょうか。医療費の節約に貢献できると思います。</p>	<p>歯・口腔の健康づくりが、全身の健康の保持増進に重要な役割を果たしているとの考えから、その旨を1の「目的」の中で規定しています。 御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。</p>
8	3	10 基本的施策の実施	<p>がんや顎骨骨髄炎患者をはじめ、入院患者にとって口腔内を清潔に保つことは重要であり、またがん術後などの患者に対しては摂食・嚥下訓練も重要だと考えます。</p> <hr/> <p>理念ばかりが中心で、具体的な施策に欠けている。 多くの他県の条例が具体的な施策を盛り込んでいるので、本県でも入れてほしい。 市町村の歯の健康に関する協議会や県の協議会が実施されているが、それらの役割やつながりが記されていない。 宮崎県歯科医師会ではパールリボン運動が広く展開されているが、その運動はどうなるのでしょうか。</p> <hr/> <p>保健所・県立病院に歯科衛生士を配し、専門家による啓発活動や指導の強化を計るべきである。</p> <hr/> <p>終末医療の場でも、食べるという喜びを出来る限りバックアップできるよう歯科の体制強化が望まれています。 障がい者・介護の必要な方についても、ご本人、その家族が等しく 歯科医療サービスが受けられる体制づくりが必要と考えます。 病院・施設・また行政において継続的、効果的な歯科保健活動を実施するために、歯科衛生士等の歯科専門職による口腔ケアと共に口腔保健の啓蒙活動が有効と考えます。 病院スタッフからも歯科スタッフの導入を望む声が増えています。</p>	<p>歯・口腔の健康づくりを推進していくためには、医療分野、福祉分野等歯・口腔の健康づくりに関係する者の相互の連携が必要との考えから、それぞれが緊密に連携し、取り組むことができる体制の構築について規定しています。</p> <hr/> <p>「基本的施策の実施」において、連携体制の構築や8020運動の推進等を規定していますので、その中で検討されるものと考えます。</p> <hr/> <p>御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考とさせていただきます。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
			<p>フッ素については、各市町村での取り組みの差がありますが各地へ指導をするにあたり、取り組みに積極的なところでは、フッ素の効果ともに、口腔内への関心が高めと実感します。 【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p>	
9	3	<p>10-①-(2) 基本的施策の実施 (フッ化物応用等の削除)</p> <p>10-①-(2) 基本的施策の実施</p>	<p>むし歯予防にフッ化物を応用することが、歯科保健では当然のように行われていますが、実際のところフッ素の人体への悪影響について、日本を初め、世界的にも多くの科学者や医療関係者が疑問をもっていることはご存知でしょうか。特に近年では、WHO やアメリカ歯科医師会等さえ、フッ化物応用を制限してきている状況になっています。</p> <p>アメリカは、長年、水道水にフッ素を添加してきていますが（約7割）、フッ素の影響で斑状歯等が増加しており、ようやくその対策に取り組んでいます。他にも、中国で行われた調査によると、飲料水フッ素濃度が高い地域の子どものIQ（知能指数）が、フッ素濃度が低い地域の子どものIQより約1割も低いという疫学調査が報告されています。日本では、練り歯磨きのほとんどにフッ化物が添加され、さらに子どもへのフッ素塗布、フッ化物含有スプレー、フッ化物洗口などフッ化物使用が無制限に広がっており、フッ化物洗口を定期的に行えば、食品や練り歯磨きからのフッ素摂取と相まって、アメリカにおける水道水フッ素化のフッ素摂取量に近くなると推定されます。過剰なフッ素摂取による有害作用は将来の薬害になる可能性があるかと危惧されます。</p> <p>今回、口腔保健推進条例へフッ化物応用の文言が付け加えられることは、現在市町村で進められている学校へのフッ素洗口導入を推進し、ひいては、日本口腔衛生学会が目標としている水道水フッ素化へ道を開くものであります。学校で子どもたちの健康をあずかる立場としては、この状況を大変心配しているところです。現在県内で17の小・中学校でフッ化物洗口が行われていますが、安全性の問題、学校教育の厳しい現状を訴えているにもかかわらず、行政主導で導入されています。これ以上学校や保育所へのフッ化物使用をさけるためにも、口腔保健推進条例へのフッ化物応用の文言は削除していただきたいと切にお願いいたします。 【この他、同様の御意見を複数いただきました】</p> <p>母（84歳）の歯科医院定期受診による口腔管理を通して、生涯見守ってもらえるかかりつけの歯科医師をもつことが一番ではないかと思っています。</p>	<p>フッ化物応用等は、国においても、歯科保健を推進するための有効手段として重要であるとされており、当委員会としても同様に考えております。なお、その取扱いにおける安全対策については、十分な対策を講じる必要があると考えております。</p> <p>かかりつけの歯科医師をもつことも重要であると考えますので、7の「県民の役割」の中で歯科医師等の支援を受けること等により、自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むよう努めることを規定しています。</p>

番号	ページ	該当項目	御意見の概要	委員会の考え方
		10-①-(2) 基本的施策の実施 (フッ化物洗口の規定)	景気の悪化により、子どもたちの学力の格差だけでなく、健康の格差も大きくなっています。 家庭事情からくる生活リズムの崩壊により、子どもの口腔内の状態が二極化している現状を目の当たりにしております。 子どもの口腔内の健康を守り育てるために、具体的に、保育園、幼稚園、小学校、できれば中学校までの児童、生徒にフッ化物洗口による予防対策を盛り込んでいただきたいと思います。 【この他、同様の御意見を複数いただきました】	フッ化物応用等は、国においても、歯科保健を推進するための有効手段として重要であるとされており、当委員会としても同様に考えております。 フッ化物洗口を含むフッ化物応用等は、市町村、歯科医師、学校、保護者等の理解と協力のもと、実施されるものと考えます。
10	3	10-①-(3) 基本的施策の実施	母子保健、学校保健、高齢者の保健に対する事業の連携はあるが、そのどれにも該当しない県民への配慮に欠けているのでは。	母子保健等については例示的に記載したものですので、「その他保健に関する事業」の中に含まれます。
11	3	10-①-(4) 基本的施策の実施	自分の口で食べる事が出来ると言う事は、本人や家族にとってすごく大事で、本人の生きる意欲や、健康状態にも関わって来ると思っています。歯医者さん、歯科衛生士さんにサポートして頂けるような体制を整えてもらえたら助かります。	御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。
			障がい児(者)や疾患を持つ方へも積極的に取り組む。	「基本施策の実施」の中で規定していますが、御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。
12	3	11 歯の衛生週間	パールリボン運動を歯の衛生週間の期間に積極的に宣伝・推進してもらいたい。	御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。
			全国的な歯の衛生週間ではなく、例えば11月8日(いい歯の日)を中心とした県独自の週間を設け、楽しいイベントの企画等はいかがでしょうか。	県は、「歯の衛生週間」において、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めることとしております。 御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。
13	—	—	病院や施設での口腔ケアを専門とする歯科衛生士がほしいです。	御意見は、今後、具体的な取組を考えていく際の参考にさせていただきます。